

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

- ・介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月13日(金曜日)締切りです！
- ・「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」(令和5年度第2期)の宣言事業所を募集します！
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・令和5年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「日本版BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター研修の御案内
- ・福祉サービス第三者評価について、パネル展示・デジタルサイネージ掲示を実施します！
- ・介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和5年度 アセッサー講習(第2期)受講者募集
- ・人材育成促進支援事業 交付申請書の受付を開始します！
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業
- 【1】事業拡充のお知らせ 【2】説明会(第2期)のご案内 ③交付申請書((ウ)災害時要件なし事業所)受付のご案内
- ・令和5年度生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～(動画配信形式)開催のお知らせ【申込最終〆切:12月5日(火曜日)】
- ・科学的介護定着促進事業講演会～科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進を開催します！！

お知らせ

令和5年10月1日発行 第231号

○介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月13日(金曜日)締切りです！

介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所において、令和6年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、令和6年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

なお、届出の適用日は、必ず11月1日以前の日付を記載してください。適用日がそれ以降の(例えば「令和6年4月1日」と記載されている)場合、令和6年度の事業所評価加算の評価対象事業所となりません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をしている事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
令和6年度 算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
令和6年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 令和5年10月13日(金曜日)必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設除く)及び介護予防訪問リハビリテーション
〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

TEL:03-3344-8517

【様式等】

- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html
- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(訪問リハビリテーション(病院、診療所)) > 加算届
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houriha_minashi.html
- ・東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(訪問リハビリテーション(老健)) > 加算届
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/5_houriha.html

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当

TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉局 > 高齢者 > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

宣言事業所を募集します！

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和5年度第2期募集)

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集します。職場宣言事業所となり、宣言情報を公開した事業者様には、【職場宣言事業限定デザインのハローキティートートバッグ】をプレゼントいたします！事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。

【申請期間】 **令和5年10月2日(月)～12月8日(金)まで** **必着**

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室

宣言情報公表担当あて

〒163-0713 東京都新宿区西新宿 2-7-1

新宿第一生命ビルディング 13階



【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

※事業PR動画(5分)掲載・東京都福祉保健財団ホームページはこちら <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/>

※申請に関するご相談の受付等はこちら <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei/>

2 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

職場宣言の申請にあたって御覧いただきたいスタートアップセミナーの動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講することができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！

※スタートアップセミナー動画はこちら



<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1574902847799/index.html>

3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

(2) 宣言していただくこと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。

既に宣言している事業者さんからは、「採用が増えた！」「採用広告やPR動画、説明会資料トップに宣言マーク掲載で印象がアップ！」「定着率が上がった！」などの声をいただいています。名刺やパンフレットに記載したり、法人のWebサイトに掲載したりと、ぜひ積極的にご活用ください！



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

4 その他

詳細は、以下のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/>

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2023年4月1日から2024年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

○ 令和5年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和5年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 訪問看護推進総合事業


(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

<R5年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上申請してください。
	(2)-1 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 【研修代替職員確保への支援】	6月以降新規開設したステーション等は研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請してください。
	(2)-2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 【産休等代替職員確保への支援】	6月以降に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請してください。
	東京都開設準備経費等支援事業 ★訪問看護ステーションの大規模化又はサテライト型事業所の設置に伴い、事業所の専用面積の増加かつ看護職員の増員がある場合に限りです。	※開設前6か月に係る経費であり、かつ補助事業期間内に支出された経費が対象です。 ※ホームページをご確認の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/kaisetujiyunbi.html
	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。

「東京都訪問看護教育ステーション事業」
訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催
 東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催します。
【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師
【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。
【参加費】 無料
【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。

	<p>第2回(実施者:野村訪問看護ステーション) 【日時】令和5年10月19日(木) 午後6時30分から午後8時まで 【テーマ】訪問看護中困ったこと・不安に思うことをみんなで解決しよう! 【会場】吉祥寺eosBASEMENT(武蔵野市吉祥寺本町1-21-9パールコート吉祥寺B1) ※新型コロナウイルス感染状況等によりオンライン開催となる場合があります 【定員】20名 【申込締切】令和5年10月16日(月) 【申込先】野村訪問看護ステーション FAX 0422-47-5505</p> <p>上記のほか、令和6年2月までに3回予定しています。 詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他の取組</p>	<p>管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。</p>	<p>・看護小規模多機能型居宅介護実務研修 12月頃開催予定 ※詳細については別途ご案内いたします。</p> <p>※育成定着推進コース、基礎実務コース、経営安定コースは受付終了しました。</p>
	<p>訪問看護人材確保事業 「いつでもだれでもどこでも訪問看護 ～訪問看護をめざすあなたへ～」</p>	<p>12月23日(土)開催 ※詳細については東京都ホームページをご確認ください。</p>
	<p>訪問看護オンデマンド研修の動画公開中</p>	<p>令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください!</p> <p>https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTr9STE</p>  <p>※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</p>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

○ 「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター研修の御案内

お知らせ

東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して開発した、認知症の行動・心理症状(BPSD)を軽減する「日本版BPSDケアプログラム」(以下「ケアプログラム」という。を介護事業所等に広く普及することにより、認知症ケアの質の向上を図っています。

このケアプログラムは、BPSD を可視化し、チームで共有、一貫したケアの提供をサポートするオンラインシステムを活用して、認知症の人の行動・心理症状をメッセージとして読み解き、ケアに関わる人たちの視点をそろえ、ケアがニーズにマッチしているかどうか仮説と検証を繰り返すアプローチを取るもので、BPSD の改善の効果が実証されています。

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が目指している認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らし続けられる共生社会の実現につながるもので、認知症ケアに携わっている介護事業所等の皆様には、ぜひ取り組んでいただきたく、よろしく願いいたします。

この度、オンラインシステムを利用するために必須となる「アドミニストレーター研修」(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。

※ケアプログラムの詳細は、東京都ホームページを御覧ください。

<東京都 HP(事業概要)>

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/index.html

【形式】**eラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和5年10月23日(月)～令和5年11月24日(金)**

【対象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 東京都内に所在する事業所等であること。
- ② 令和5年3月31日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること。
※ ケアプログラムを利用している区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。利用している区市町村の一覧は、東京都ホームページからご確認ください。
- ③ アドミニストレーター研修修了後、下記期間内の2日間で実施するフォローアップ研修に両日参加できる者であること。

<フォローアップ研修日程(全2日間・ZOOMによるオンライン形式)>

1日目: 令和5年11月29日(水) (午後2時から午後4時までを予定)

2日目: 令和6年2月21日(水) (午後2時から午後4時までを予定)

※参加人数によっては時間帯が変更になる場合もあります。

【定員】**10名程度**(申込み多数の場合は、地域のバランス等を考慮の上、受講者を決定します。)

【費用】無料

【申込方法】東京都ホームページ上の参加申込フォームから、**【10月16日(月曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(研修案内)>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1694407874290>

【お問い合わせ先】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当

TEL 03-5320-4277

○福祉サービス第三者評価について、 パネル展示・デジタルサイネージ掲示を実施します！

お知らせ

東京都は、福祉サービス第三者評価を多くの都民や事業者に知っていただくために、次のとおり、パネル展示及びデジタルサイネージでの掲示を実施します。

新宿にお越しの際は、ぜひご覧ください。

【パネル展示】

期間 10月24日(火曜日)～10月26日(木曜日)

場所 東京都庁 第一本庁舎 1階中央

【デジタルサイネージでの展示】

期間 10月1日(日曜日)～10月31日(火曜日)

場所 新宿駅西口地下 動く歩道(南側) 柱面デジタルサイネージ

<昨年度のパネル展示の様子>



<参考:福祉サービス第三者評価とは>

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

【問合せ先】

- ・東京都福祉サービス評価推進機構
(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)
電話: 03-3344-8515
- ・東京都 福祉局 指導監査部 評価推進担当
電話: 03-5320-4035

○介護プロフェッショナルキャリア段位制度

お知らせ

令和5年度 アセッサー講習(第2期)受講者募集

- ・ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の **令和5年度アセッサー講習(第2期)** の受講者を募集します。
- ・ アセッサーは、国が定めた全国共通の介護技術評価基準を用いて、介護職員の OJT・評価を行います。この講習を通じて、根拠に基づく介護技術評価について学び、実際に評価を体験します。介護現場で、人材育成・OJT の実施を担う、介護現場のリーダー層向けの講習です。リーダー層育成、現場のOJT 導入・展開に役立つ、**eラーニング** によるプログラムです。
- ・ アセッサー講習の受講料は、**東京都「人材育成促進支援事業」における補助対象**となっていますので、是非この機会をご活用ください。
- ・ なお、令和5年度のアセッサー講習は、第2期が年度内最終開催となります。

【令和5年度 第2期 アセッサー講習】

介護キャリア段位制度ホームページからお申し込みください。

申込期間 : **令和5年10月3日(火)～ 11月7日(火)**

受講期間 : **令和5年12月上旬～ 令和6年2月上旬**

eラーニング期間 : **12月12日(火)～1月23日(火)**

(期間中はインターネットで、いつでも何度でも、学習いただけます。)

受講方法 : **eラーニング方式** (インターネット接続のできるパソコンが必要)

講習内容 : テキスト学習 / eラーニング受講 (講師による講義等含む) / トライアル評価 / 確認テスト 等 (※ 集合形式ではありません)

修了要件 : 上記全ての履修及び確認テスト合格

受講費用 : 税込 23,650 円 (講習指定テキスト代が含まれます)

申込方法 : 介護キャリア段位制度専用ホームページよりお申し込みください。

<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

問合せ先 : 一般社団法人 シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 : 03-3862-8061 email: careprofessional@espa.or.jp



< 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは >

- ・ 介護分野の実践的なキャリアアップの仕組みとして、国で定められた全国共通の「介護技術評価基準 (148 評価項目)」を用いて介護職員の介護スキルを評価し、そのスキルレベルに応じた認定を行う制度です。
- ・ アセッサー講習を修了した方による、介護現場で評価基準を用いて介護職員に対する評価・OJT を通じて、介護職員の確かな実践的スキルの習得を図っていきます。
- ・ 詳しくは、介護プロフェッショナルキャリア段位制度ホームページをご覧ください。



【 介護キャリア段位制度の取り組みには

東京都 人材育成促進支援事業を活用しましょう 】

～人材育成促進支援事業のご案内は、次ページにもございます。合わせてご覧ください！～

東京都では、「人材育成促進支援事業」を実施しており、本事業では、介護サービスを効率的・継続的に提供するために、人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業所を支援します。

- ・ 事業内容 : 事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善を実施した場合に要する、コンサルティング経費、研修受講及び資格取得経費、代替職員経費について補助いたします（**アセッサー講習受講費も補助の対象となります**）。
- ・ 補助基準額 : 1事業所あたり35万円
- ・ 補助率 : 10/10
- ・ 対象事業所 : 令和5年4月1日時点において開設している都内の介護サービス事業所。
ただし、居宅介護支援、介護予防支援事業所、「令和5年度キャリアパス導入促進事業費補助」を申請する事業所を除きます。1事業所1回限りの申請となります。
- ・ 申請方法 : 補助金の交付申請の方法については、下記の東京都福祉保健財団ホームページをご参照ください。
- ・ 東京都福祉保健財団ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>
- ・ 提出期限 : 令和5年11月10日（金曜日）【必着】

【 問合せ先 : (補助金申請に関する問合せ) 】

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当（補助金）

電話 : 03-3344-8532

○人材育成促進支援事業 交付申請書の受付を開始します！

お知らせ

東京都では、「人材育成促進支援事業」の交付申請書の受付を開始いたします。本事業では、介護サービスを効率的・継続的に提供するために、人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業所を支援します。詳細について、下記の通りご案内させていただきます。

東京都福祉保健財団のホームページに提出書類の詳細やQA、利用の手引きについて掲載しておりますので、合わせてご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●事業について

事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善を実施した場合に要する以下の費用について、補助いたします。（アセッサー講習受講費も補助の対象となります）。

補助対象経費	具体例
①コンサルティング経費	・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更にあたって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う人事制度の再構築等にあたって、経営コンサルタントに支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	・事業所における人材育成の仕組みに位置付けられている（又は予定である）研修の受講又は資格取得に係る経費 ※介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定申請手数料など、研修受講・資格取得に伴う手数料を含む。
③代替職員経費 ※②の申請がある場合のみ、 ③の申請可	・本事業を活用して職員に研修を受講させたり資格を取得させたりする間、当該職員の不在期間中に、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与

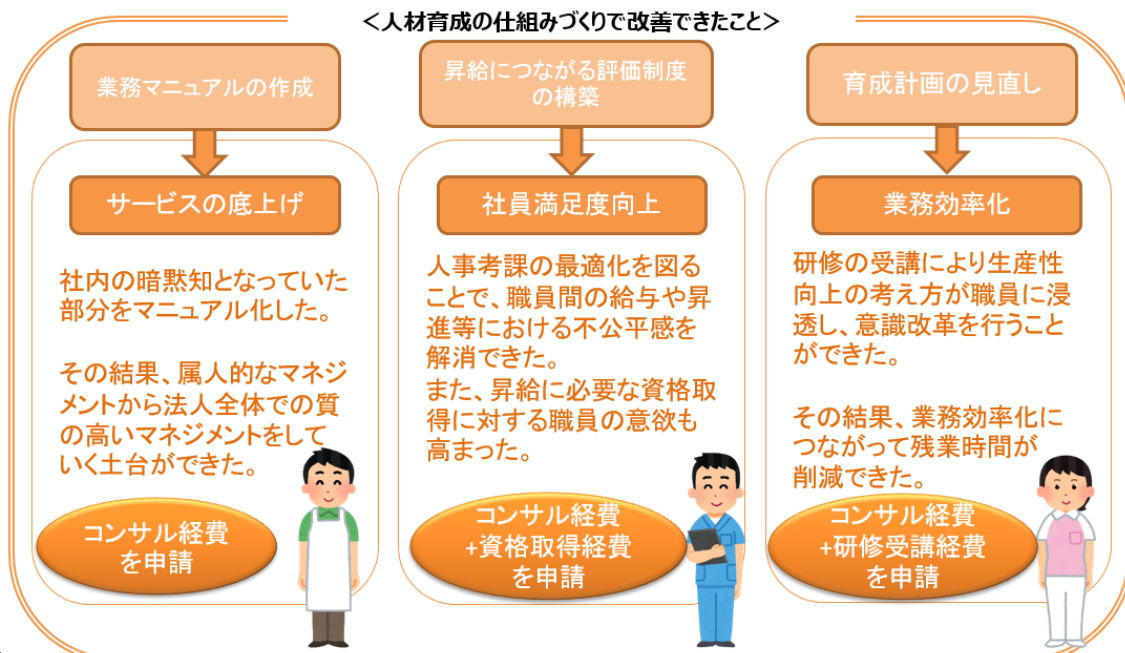
1 事業所あたり補助上限額：35万円
補助率：10/10

シルバーサービス振興会にて開催される
「介護プロフェッショナルキャリア段位制度第2期アセッサー講習」
の受講費も、対象です。併せて前ページのご案内をご覧ください！

対象事業所：都内の介護サービス事業所。ただし、居宅介護支援、介護予防支援事業所、今年度キャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所を除く。

●本補助金の活用事例について

令和4年度に本事業を活用した事業所の取り組みを紹介します。



●**交付申請書の提出について**

(1) 交付申請書で確認する内容

生産性向上に向けた人材育成の仕組みの構築又は改善に係る、コンサルティング経費・研修受講及び資格取得経費・代替職員経費の支出予定額、事業所内の人材育成の仕組みに関する現状及び課題認識等

(2) 提出期限

令和5年11月10日（金曜日）【必着】

(3) 提出書類

以下の、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●**問合せ先等**

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 **新宿第一生命ビルディング** 19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)

電話 03-3344-8532

【1】事業拡充のお知らせ 【2】説明会(第2期)のご案内 ③交付申請書((ウ)災害時要件なし事業所)受付のご案内

【1】事業拡充のお知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。**本事業は、令和4年度より福祉避難所要件に該当しない事業所への支援を拡充しました。**

令和3年度	
災害時対応要件	福祉避難所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大20戸
助成率	7/8



福祉避難所要件を満たすことが難しかった
在宅系サービスの事業所にも支援を拡充

令和4年度～			
災害時対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービス提供等)	不要
申請区分	(ア)福祉避難所	(イ)災害時協定締結事業所	(ウ)災害要件なし事業所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱第4条に定める介護保険サービス事業所		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大20戸		
助成率	7/8		1/2

事業の詳細及び申請スケジュール等は東京都福祉保健財団のホームページにてご確認ください。

※令和5年度の申請区分(ア)福祉避難所、(イ)災害時協定締結事業所の事業計画書の受付は終了しました。

【2】説明会(第2期)のご案内

申請を検討中の法人を対象に、事業概要、具体的な書類の書き方及び疑問点にお答えする説明会を開催します。

◇ 内容

事業概要（助成内容、スケジュール等）及び、申請区分(ウ)災害要件なし事業所
における交付申請書等の作成方法について

◇ 今後の開催予定

日付	開始時刻	定員	申込締切日
10月16日(月)	10:00～	100名	10月11日(水)

◇ 説明会会場

公益財団法人東京都福祉保健財団
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 19階多目的室2

⇒ また、本説明会（第1期）の動画を東京都福祉保健財団のホームページ上に掲載しています。
動画の視聴や説明会の申込みについては、下記ページよりご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>

【3】交付申請書（(ウ) 災害時要件なし事業所）受付のご案内

令和5年11月1日(水)より、(ウ) 災害要件なし事業所の交付申請書の受付を開始します。

本事業の申請にあたっては、東京都福祉保健財団の下記ホームページをご確認ください。

(<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/u/>)

交付申請書受付期間 **11月1日～12月8日(必着)**

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当(介護)
TEL 03-3344-8548
ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

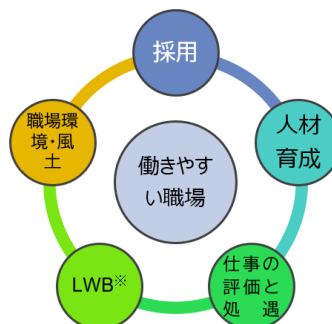
○「令和5年度生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～」(動画配信形式)

開催のお知らせ【申込最終メ切:12月5日(火曜日)】

お知らせ

・人手不足の状況下において、今後も質の高いサービスを持続的に提供していくためには、限られた人員で介護サービスの質を向上させることが必要となります。

・人員の定着・確保のために、「業務改善による生産性向上」の取組をより効果的に進めるためにも、働きやすい職場環境づくりは大変重要です。



※LWB:ライフ・ワーク・バランス

出典:東京都福祉局「はじめよう 働きやすい 福祉の職場づくり TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」

本セミナーでは、以下の内容をお伝えします！

- ✓ 5つの視点から！ 「介護現場における働きやすい職場環境整備のポイント」
- ✓ これは取り入れられそう！ 「取り組みのヒントとなる事例のご紹介」
- ✓ 押さえておきましょう！ 「両立支援に係る関係法令の情報等」

○主な配信内容（約90分(予定)）

- (1) 働きやすい職場環境づくりの背景、生産性向上の取組と働きやすい職場環境づくり
- (2) 働きやすさの指標
- (3) 家庭と仕事の両立支援
- (4) 健康管理・治療との両立支援



○対象事業所、推奨する受講者


都内介護事業所（居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を除く）
運営法人の経営者又は管理者、サービス提供責任者等



オンライン受付システム

○申込方法

オンライン受付システムにログインし、施設・事業所毎にお申込みください。
詳しいお申込み方法は、財団ホームページをご覧ください。

 検索	東京都福祉保健財団（働きやすい職場環境づくりに関するセミナー）
--	---------------------------------

○スケジュール

配信期間:11月1日(水曜日)～12月20日(水曜日)

申込最終メ切:12月5日(火曜日)

申込日に応じて順次受講できます。詳しいスケジュールは財団ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 介護現場改革担当(セミナー) 富山・松本
TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531
(財団 HP: https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/ikusei_seminar/)



財団ホームページ

○科学的介護定着促進事業講演会 ～科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進～を開催します！！

都内介護サービス事業所における科学的介護(エビデンスに基づく介護)の実現を目指し、各事業所においてPDCAサイクルを回しながら、ケアの質の向上に向けた取組を行うことの浸透・定着を促進することを目的とし、講演会の開催及びオンラインでの配信を行います。

会場では、講演会の終了後、講師との名刺交換の時間を設ける予定ですので、積極的にお申し込みください。

1 開催日時(予定)

令和5年11月24日(金) 13時から15時35分まで

※12時30分開場

2 開催方法

会場及びオンラインのハイブリッド開催

3 会場

墨田区曳舟文化センター(東京都墨田区京島一丁目38番11号)

4 対象者

都内の介護保険サービス事業所に従事する職員の方

5 定員

(1)会場参加の場合

550名

※応募者多数の場合は、オンラインでの視聴をお願いする場合があります。

(2)オンライン視聴の場合

定員なし(YouTubeでのライブ配信)

※長時間インターネットに接続可能な通信環境の準備、PC・タブレット又はスマートフォン等のご使用をお願いします。

6 内容

(1)基調講演

これからの介護に重要な科学的介護とは 概要から事例まで徹底解説

講師:株式会社 ビーブリッド 代表取締役 CEO 竹下 康平氏

(2)事例発表

科学的介護の取組事例、課題、解決策、事業所としての考え等

講師:社会福祉法人小田原福祉会 潤生園 施設長 井口 健一郎氏

(3)パネルディスカッション

竹下氏・井口氏が講演会の聴講者から事前に収集した質問に対して、パネルディスカッション形式で回答します。

※講演会の終了後は、講師との名刺交換の時間を設ける予定です。

7 申込方法

下記の申込フォームから事業所ごとにお申し込みください。

なお、事業所内で会場参加、オンライン参加の両方の希望がある場合は、それぞれでお申し込みください。

(URL)<https://www.cmstream.com/s/nursingcare/>

※講演会当日のパネルディスカッションで取り上げる事前質問も受け付けています。
質問の数が多く場合は、全ての質問に回答できない場合がありますのでご了承ください。

8 問合せ先

講演会運営事務局(平日9時から17時まで)

電 話:03-6661-7516

FAX:03-5643-7167

メール:nursingcare@seiko-sha.co.jp

※事務局は、東京都が株式会社成光社に委託をして運営しています。